

別添第三

法第七条に関する判断基準

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

不開示情報に該当する情報であるが、高度の判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、法第五条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、開示することができる。